

桑名駅西地区

区画整理ニュース 第95号

【発行】
桑名駅西
整備事務所

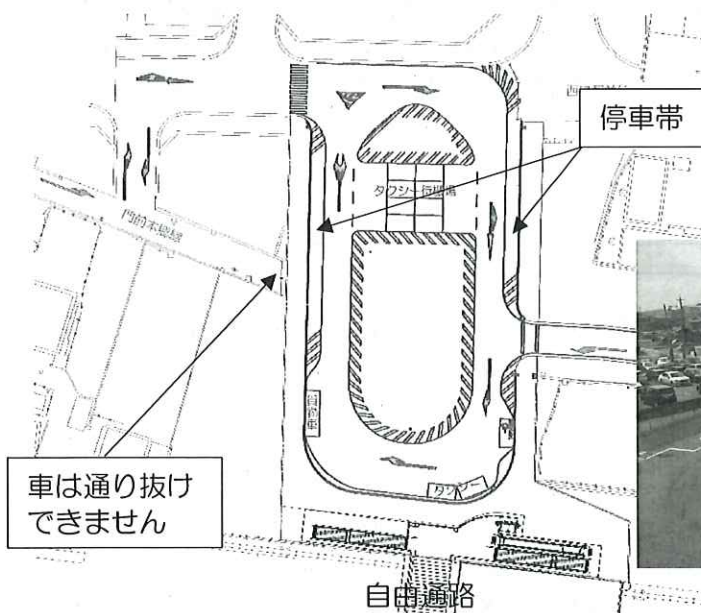
■ 暫定駅西広場と西口駅前線の一部を開放しました

令和2年8月30日に桑名駅自由通路、及び新駅舎が供用開始されました。この供用開始に先立ち、新駅舎へのアクセス確保のため、西口駅前線の北側部分、及び将来公園として整備する予定の用地に暫定的に駅前広場（ロータリー）の整備を行いました。今後は、駅南側からのアクセスも確保するため、蛸塚益生線及び西口駅前線等幹線道路を中心に整備を進めてまいります。区域内の皆様には、たいへんご迷惑をおかけしておりますが、引き続き、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



- ■ 令和元年度までの工事箇所（道路）
- //// 令和2年8月完成箇所（道路）
- 令和2年9月現在工事中箇所（道路）

■ 暫定駅西広場の利用について



駅前広場は、時計回りの一方通行で一般車両は駐車禁止となっています。駅への送迎車両は路側帯を停車帯としてご利用ください。



<< 裏面もご覧ください >>



■不動産取得税（県税）の取り扱いについて

通常、土地を買ったり家を新築すると、県税事務所から「不動産取得税」の納付書が送付されてきます。しかし、土地区画整理事業により移転した建物については、新しい建物の評価額から元の建物の評価額を差し引いた額、つまり、評価上良くなった分について課税するという特例が設けられています。（面積要件：50㎡～240㎡）

軽減措置が受けられますので、納付する前に桑名県税事務所にお問い合わせください。

【 問い合わせ先：桑名県税事務所 TEL：0594-24-3613 】

■住所変更には該当敷地地番証明が必要です

駅西事業区域内で建物新築に伴い住所変更をされる方は、桑名市役所 戸籍・住民登録課 又は サンファールにあるサテライトオフィス窓口に、該当敷地地番証明（コピー可）を提示し申し出てください。

該当敷地地番証明は、桑名駅西整備事務所で発行しています。（認印が必要です。）

（例）住所変更後：桑名市大字〇〇 〇〇〇番地（〇〇街区〇〇）という表示になります。

■権利変動届が必要です

仮換地指定後に土地の権利について変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要です。該当する方は事務所までお問い合わせください。（届出用紙は事務所にあります。）

また、今後、相続登記手続きをお考えの方は、事業区域内の土地・建物についてのみ登録免許税の減免措置が受けられますので、事前に事務所までご相談ください。

■建築行為等には許可が必要です

土地区画整合法第76条により、建築行為等につきましては、施行者の許可が必要となります。

家屋の老朽化や家族構成の変化等による改築などについても、同様に法76条の許可が必要となりますので、事前に事務所までご相談ください。内容に応じて許可の可否や、許可条件などを判断させていただきます。

事業に関するお問い合わせ等がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

〒511-0811

三重県桑名市大字東方 288 番地 1

桑名駅西整備事務所

補 償 係
管 理 係
計画・工務係

TEL：0594-24-1439

TEL：0594-41-4401

TEL：0594-24-1368

FAX：0594-24-6338

E-mail: kukakuseirim@city.kuwana.lg.jp